

MCGグループ 福利厚生制度 2026年度【団体総合生活保険】制度のご案内

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万一来る

リスクに備える充実の補償で

退職者の皆様やご家族の生活をお守りします！

最大
約 **40%**
割引*1

約 2 秒に 1 人が、
入院しています！*2



病気に備える

医療補償

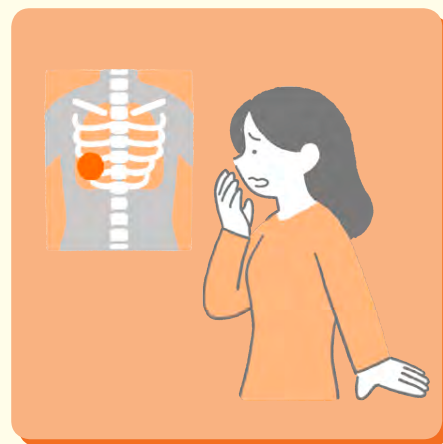
約 7 分に 1 件、
自転車事故が発生！*3



他人への賠償責任に備える

個人賠償責任

男性、女性ともに、
おおよそ 2 人に 1 人が、
一生のうちにがんと診断される！*4



がんのリスクに備える

がん補償

他にも、“もしも” に備えて様々な補償をご用意しています。

保険期間

2026年 9月21日 午後4時から
2027年 9月21日 午後4時まで

申込締切日

2026年 9月21日(月)

保険料払込方法：年1回ご指定の口座から振替いたします。(保険始期日の2か月後に引落)

現在ご加入の方(変更を希望される方)：お手続き方法は代理店へお問い合わせください。

※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

《お問い合わせ先》

代理店

エーオンジャパン株式会社

※この保険は、三菱ケミカルグループ株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として三菱ケミカルグループ株式会社が有します。

※現在ご加入の方につきましては、上記の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

*1 割引の詳細は「団体保険の特徴」をご確認ください。

*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」をもとに東京海上日動にて作成

*3 出典：警察庁「自転車関連交通事故の状況」をもとに東京海上日動にて作成

*4 出典：(公財)がん研究振興財団「がんの統計2024」累積がん罹患・死亡リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

引受保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社

こんな**もしもの出費**に、備えていますか？

医療補償

病気に備える



病気で入院したら…

差額
ベッド代

食事代

家族の
交通費

日用品

等

<入院1日あたり>
自己負担費用平均約

20,700円 *1

入院期間
平均約

26.3日 *2

いつ起こるかわからない病気に備えられます！

【保険金お支払い事例】

脳内出血で手術、20日間入院

<受取保険金額>

15万円

入院保険金日額
5,000円プラン

60歳(男女共通)の場合

一時払保険料は**23,280円**
※R2タイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

個人賠償責任

加害者になった場合に備える



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

<高額賠償事例>

9,521万円

加害者への支払い命令 *1

もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の
商品を壊して
しまった

飼い犬が
他人にかみつ
きケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

一時払保険料は**1,890円**

※K1タイプの場合

*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

家計にやさしい**団体保険**で、しっかり備えを！

がん 補 償

がんのリスク への 備 え



がんと診断確定されて治療のために入院した・・・

【医療費・自己負担額の例】（胃がんで15日間入院したケース）*1

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円

合計 約 **30.9**万円

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断確定された場合**

<がん診断保険金> **100**万円 がん診断保険金
100万円プラン

60歳(男女共通)の場合

一時払保険料は**30,500**円
※GAタイプの場合

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

団体保険の特徴

■ 最大約 40%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：30%適用、損害率による割引：5%適用*1、傷害補償・大口団体契約割引：10%適用

※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*2、保険料の払込みは年1回ご指定口座から振替

■ 自動セットの充実したサービス！ *3

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

■ ご家族も加入できる！ *4

*1 損害率の悪化により、今年度の損害率による割引率が減少しています。

*2 医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*3 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

*4 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

その他にも安心できる各種補償をご用意しています。
ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。
詳しくは次ページ以降をご確認ください。

公的医療保険とは

病気やケガをしたとき、公的医療保険に加えて「傷害補償」「がん補償」「医療補償」があると安心です。



公的医療保険って？

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

[医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則 1 ～ 3 割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1 割負担	2 割負担	3 割負担
70～74歳	2 割負担		
6歳(義務教育就学後)～69歳	3 割負担		
義務教育就学前	2 割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

[高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1
①	年収約1,160万円以上	252,600円+ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370万円～ 約770万円	80,100円+ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
④	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

*1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど...

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、**差額ベッド代**や**先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから

公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」「がん補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。

補償ラインナップ(基本補償)

からだに関する補償



医療補償(病気やケガへの備え)

…P5



がん補償(がんのリスクへの備え)

…P6



介護補償(介護への備え)

…P7



傷害補償(ケガへの備え)

…P10

賠償・財産・費用に関する補償

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

…P11

【費用に関する補償】



弁護士費用等(人格権侵害等)

…P12

【財産に関する補償】



携行品(身の回り品への備え)

…P13

【費用に関する補償】



ホールインワン・アルバイトロス費用

…P14

以下の項目はホームページで必ずご確認ください。

- 告知の大切さに関するご案内
- 重要事項説明書
- 団体総合生活保険 補償の概要等
- ご加入内容確認事項(意向確認事項)

※重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

- a. 2次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、
エーオンジャパン株式会社 ホームページの保険サービスサイト
団体保険制度のご案内ページ「団体総合生活保険」

重要事項説明書
はこちら



(URL: https://www.aonjapan.co.jp/groupbenefit/wp/?page_id=1098)

に掲載の重要事項説明書(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

- b. 重要事項説明書を紙面でご希望の場合は、エーオンジャパン株式会社(電話番号は裏面をご確認ください)まで
ご連絡ください。

※【継続限定タイプ】のパンフレットは以下URLからご確認ください。

(URL : https://www.aonjapan.co.jp/groupbenefit/wp/?page_id=1393)

【継続限定タイプ】の
パンフレットはこちら



医療補償(病気やケガへの備え)

病気やケガのリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

こんな時はおまかせください

疾病入院
傷害入院



病気やケガで入院
1日目から補償

疾病手術
傷害手術



病気やケガで手術した

総合先進医療基本保険金
総合先進医療一時金



病気やケガで先進医療を受けた

三大疾病・重度傷害一時金
[三大疾病のみ補償特約
(三大疾病・重度傷害一時金用)セット]

がんと診断確定された、または
急性心筋梗塞・脳卒中と診断されて入院*1

*1 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金
支払事由に該当した日からその日を含めて1年
以内であるときは保険金はお支払いできません。

放射線治療

病気やケガで放射線治療を受けた

保険金額・保険料表

型				本人型			
性別				男性・女性共通			
タイプ名				R1タイプ	R2タイプ	R3タイプ	R4タイプ
疾病入院／傷害入院 支払限度日数				60日	120日	120日	120日
ご本人	疾病入院保険金日額(1 日あたり)			5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	疾病手術 保険金額	重大手術*1		20万円	20万円	20万円	20万円
		上記以外の 手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額			5万円	5万円	5万円	5万円
	傷害入院保険金日額(1 日あたり)			5,000円	－	－	－
	傷害手術 保険金額	重大手術*1		20万円	－	－	－
		上記以外の 手術	入院中	5万円	－	－	－
			入院中以外	2.5万円	－	－	－
	総合先進医療基本保険金額			－	－	－	300万円
総合先進医療一時金額			－	－	－	10万円	
三大疾病・重度傷害一時金額			－	－	100万円	100万円	
			三大疾病のみ補償特約*2	－	－	○	○
保険料 (一時払)	0 ～ 4 歳			5,720円	4,150円	5,800円	6,190円
	5 ～ 9 歳			4,530円	2,960円	4,700円	5,090円
	1 0 ～ 1 4 歳			4,240円	2,660円	4,720円	5,110円
	1 5 ～ 1 9 歳			4,590円	3,130円	4,950円	5,340円
	2 0 ～ 2 4 歳			6,030円	4,580円	6,050円	6,440円
	2 5 ～ 2 9 歳			6,430円	4,930円	7,780円	8,170円
	3 0 ～ 3 4 歳			6,670円	5,190円	9,470円	9,860円
	3 5 ～ 3 9 歳			7,000円	5,650円	12,130円	12,520円
	4 0 ～ 4 4 歳			7,550円	6,390円	15,350円	15,740円
	4 5 ～ 4 9 歳			9,470円	8,580円	21,170円	21,560円
	5 0 ～ 5 4 歳			11,940円	11,320円	27,950円	28,340円
	5 5 ～ 5 9 歳			16,140円	16,040円	39,370円	39,760円
	6 0 ～ 6 4 歳			22,650円	23,280円	55,870円	56,260円
	6 5 ～ 6 9 歳			30,230円	31,850円	76,750円	77,140円
	7 0 ～ 7 4 歳			40,770円	43,890円	108,670円	109,060円
	7 5 ～ 7 9 歳			50,490円	55,630円	131,890円	132,280円
	8 0 ～ 8 4 歳			60,280円	69,420円	163,960円	164,350円
	8 5 ～ 8 9 歳			59,660円	71,620円	181,620円	182,010円
	9 0 ～ 9 4 歳(更新のみ)			66,850円	80,870円	206,370円	206,760円

保険期間：1年間

団体割引：30%

損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*3によって異なります。2026年9月21日時点の年齢でご確認ください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が、満0歳以上満94歳以下の方に限ります。

※満90歳以上は新規加入不可となります。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*2 三大疾病・重度傷害一時金を三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に限定してお支払いします。

*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

「三大疾病・重度傷害一時金特約」につき、補償内容の変更と収支状況の悪化等を踏まえた保険料の引き上げを行っています。

詳細は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」等をご確認ください。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

がん補償(がんのリスクへの備え)

ポイント! 免責日数0日!
当補償はご加入日から補償がスタートとなります!

がんのリスクに備えて、充実の補償をご用意!
**がんと診断確定された場合*1やがん治療のために
入通院された場合等に、保険金をお支払いします。**

*1 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。詳しくは「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください

がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん手術

がんの手術に
備えて



がん通院 がん通院延長

・がんで入院したとき、
入院前後の通院治療
にも
・手術、放射線治療、抗がん剤
治療のため通院した



抗がん剤治療

抗がん剤治療を受けた



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



保険金額・保険料表

型		本人型		
性別		男性・女性共通		
タイプ名		GAタイプ	GBタイプ	GCタイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円	200万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	—	10,000円	20,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	—	10万円・20万円・40万円	20万円・40万円・80万円
	がん通院保険金日額(1日あたり)	—	10,000円	20,000円
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	—	10,000円	20,000円
	抗がん剤治療保険金額	—	5万円	10万円
保険料 (一時払)	0~4歳	550円	900円	1,800円
	5~9歳	640円	1,100円	2,200円
	10~14歳	970円	1,480円	2,960円
	15~19歳	720円	1,410円	2,810円
	20~24歳	360円	1,740円	3,480円
	25~29歳	1,790円	4,180円	8,370円
	30~34歳	3,280円	7,930円	15,860円
	35~39歳	6,100円	14,390円	28,790円
	40~44歳	8,450円	21,600円	43,200円
	45~49歳	11,800円	31,190円	62,380円
	50~54歳	14,720円	40,160円	80,320円
	55~59歳	19,660円	55,670円	111,330円
	60~64歳	30,500円	84,270円	168,530円
	65~69歳	40,900円	110,930円	221,850円
	70~74歳	59,360円	147,250円	294,490円
	75~79歳	66,820円	163,380円	326,750円
	80~84歳	81,360円	182,140円	364,270円
	85~89歳	92,960円	190,640円	381,290円

保険期間: 1年間
団体割引: 30%
損害率による割引: 5%
※ご加入口数は1口のみです。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。2026年9月21日時点の年齢でご確認ください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満0歳以上満89歳以下の方に限ります。

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

※通院補償の改定、保険料の引き下げを行っています。

※「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。

ご加入タイプや年齢区分によって、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」をご確認ください。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

介護補償【認知症アシスト付き年金払介護】(介護への備え)

長期にわたる月々の介護費用に備えた資金準備ができます！
認知症になっても安心して生活いただけるよう、
保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス付き*1！

*1 各種サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。

こんな時はおまかせください



所定の要介護状態になった

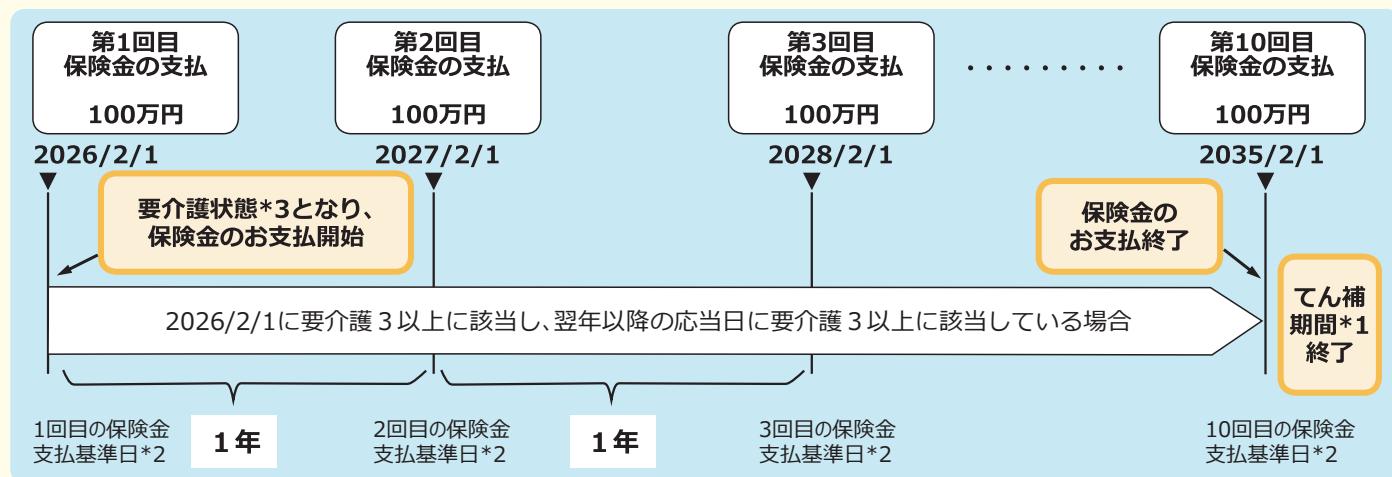
保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

< 介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法 >

【例】年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2025/10/1～2026/10/1)

てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金額・保険料表

型		本人型	
タイプ名		J1タイプ	
年金払介護補償保険金額		100万円	
保険料 (一時払)	性別	男性	女性
	年齢		
	40～44歳	1,150円	1,020円
	45～49歳	1,370円	1,240円
	50～54歳	1,890円	1,690円
	55～59歳	2,710円	2,440円
	60～64歳	5,760円	5,250円
	65～69歳	14,460円	17,750円
	70～74歳	27,160円	40,330円
	75～79歳	62,340円	94,480円
	80～84歳(更新のみ)	109,130円	171,130円
	85～89歳(更新のみ)	235,990円	381,170円

保険期間：1年間

てん補期間*1：10年(10回目の保険金支払基準日まで)

団体割引：30%、損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。2026年9月21日時点の年齢をご確認ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢*2が満89歳以下とします。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

介護補償【認知症アシスト付き一時金払介護】(介護への備え)

所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)を受け取れます。
認知症になっても安心して生活いただけるよう、
保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス付き*1!

*1 各種サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。



補償の型

2つの補償の型からお選びいただけます。

独自基準追加型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護3用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護3用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型					
補償の型		独自基準追加型(要介護2)			独自基準追加型(要介護3)		
タイプ名		N1タイプ	N2タイプ	N3タイプ	N4タイプ	N5タイプ	N6タイプ
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
保険料 (一時払)	5～9歳	20円	40円	60円	10円	30円	40円
	10～14歳	20円	40円	60円	10円	30円	40円
	15～19歳	20円	40円	60円	10円	30円	40円
	20～24歳	40円	80円	130円	30円	50円	80円
	25～29歳	80円	160円	230円	50円	100円	150円
	30～34歳	150円	300円	440円	100円	190円	290円
	35～39歳	290円	570円	860円	190円	370円	560円
	40～44歳	570円	1,130円	1,700円	370円	740円	1,100円
	45～49歳	670円	1,350円	2,020円	440円	880円	1,320円
	50～54歳	930円	1,860円	2,780円	610円	1,210円	1,820円
	55～59歳	1,320円	2,650円	3,970円	870円	1,730円	2,600円
	60～64歳	2,860円	5,720円	8,570円	1,880円	3,760円	5,640円
	65～69歳	5,920円	11,840円	17,760円	3,910円	7,830円	11,740円
	70～74歳	13,000円	26,010円	39,010円	8,650円	17,290円	25,940円
	75～79歳	29,880円	59,760円	89,640円	20,030円	40,070円	60,100円
	80～84歳	56,490円	112,990円	169,480円	38,170円	76,340円	114,510円
	85～89歳(更新のみ)	134,170円	268,330円	402,500円	88,620円	177,250円	265,870円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。2026年9月21日時点の年齢でご確認ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満84歳以下*2の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*2 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢*1が満89歳以下とします。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、
介護補償(一時金払介護) 共通



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

傷害補償(ケガへの備え)

国内外での「日常の様々なケガや熱中症」への備えに、
2つの補償プランをご用意しました！

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



スポーツ中にケガ



家庭内でケガ



熱中症になった



交通事故でケガ



仕事や
通勤途上にケガ

【天災危険補償特約】＜追加補償＞

地震・噴火またはこれらによる津波でケガや熱中症となった

…等

ゴルフ中等限定プラン

【ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット】



ゴルフ場や練習場で
スイングした拍子に
転んでケガ

…等

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間

団体割引：30%、損害率による割引：5%

大口団体契約割引：10%

プラン		日常生活全般プラン					ゴルフ中等 限定プラン*2
型		本人型	夫婦型	家族型		本人型	
タイプ名		C1タイプ	C2タイプ	C3タイプ	C4タイプ	C5タイプ	C6タイプ
加入限度口数		20口	20口	20口	20口	20口	4口
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		—	—	—	—	—	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	250万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	750円	750円	750円	750円	750円	3,750円
	通院保険金日額(1日あたり)	500円	500円	500円	500円	500円	2,500円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	—	25万円	50万円	25万円	50万円	—
	入院保険金日額*1(1日あたり)		500円	750円	500円	750円	
	通院保険金日額(1日あたり)		250円	500円	250円	500円	
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	25万円	50万円	—
	入院保険金日額*1(1日あたり)				500円	750円	
	通院保険金日額(1日あたり)				250円	500円	
保険料(一時払)		2,210円	3,290円	4,250円	5,230円	7,860円	740円

《CA・CB・CCタイプにご加入の方》
補償内容・保険料は加入者票でご確認ください。

※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」をご確認ください。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が変わりますのでご注意ください。

個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物*¹を壊してしまっただけで法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ゴルフ中のリスクに特化したプランもご用意！

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



自転車で誤って
他人に衝突



買い物中に誤って
商品を破損



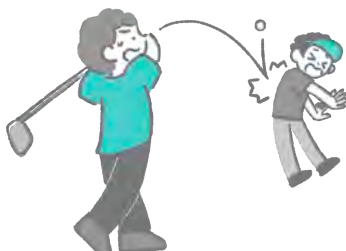
借りたゴルフ
クラブを破損



借りたバッグが盗難

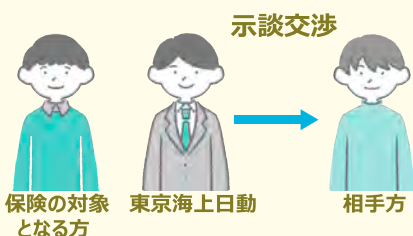
…等

ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ賠償責任補償特約セット]



ゴルフ中に誤って他人
(キャディを含む)にケガ

…等



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
タイプ名		K1タイプ	LK1タイプ	K2タイプ
個人賠償責任	型	家族型		本人型
	保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	—	家族型	—
	保険金額	—	300万円	—
保険料(一時払)		1,890円	3,530円	650円

※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

※自動車、火災、ゴルフ補償など他の保険で個人賠償責任補償を付保されている場合には補償内容が重複し、保険料が無駄になる場合があります。
ご契約の内容を改めてご確認いただき、重複している場合やご不明点がございましたら《お問い合わせ先》までご連絡をお願いします。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、ケガを負わされたり、物を壊されたり、
ストーカー行為等を受けたり等の他人とのトラブル^{*1}で、
法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼したことにより負担した、
弁護士費用または法律相談費用を補償します！

*1 ストーカー行為、いじめ、嫌がらせ等によって精神的苦痛を被ったことを、警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。職場での嫌がらせについては、保険金をお支払いしません。

こんな時はおまかせください

自転車に轢かれ、大けがを負ったが、
相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい



電車内で痴漢^{*1}され、怖くて電車に
乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい

子どもが学校で、所持品を隠される、
無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

…等

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
※ご加入口数は1口のみです。

型	家族型
タイプ名	Lタイプ
保険金額	300万円
保険料(一時払)	1,640円

保険金お支払いは保険期間中に発生した案件であることが条件であり、加入前に既に発生している事案に関しては対象外となります。

！ また、弁護士相談を検討される場合は、まず「事故受付センター(東京海上日動安心110番)」へご連絡ください。事前に保険金請求対象かどうかご確認いただく必要がございます。「事故受付センター(東京海上日動安心110番)」については重要事項説明書をご確認ください。

！ このページおよび個人賠償責任のページに記載されたタイプのうち、いずれか1タイプにのみご加入いただけます。個人賠償責任と弁護士費用等(人格権侵害等)の両方にご加入になる場合は、個人賠償責任のページに記載されたタイプを選択してください。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

携行品(身の回り品への備え)

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等*1の損害を補償します。ゴルフ用品の損害に特化したプランもご用意！

*1 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

携行品基本プラン



旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった



外出中、ハンドバッグをひったくられた

…等

ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]



ゴルフ場や練習場でクラブを折ってしまったときやゴルフ用品の盗難*1にあったとき

…等

*1 ゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン			ゴルフ用品限定プラン
型	本人型	夫婦型	家族型	本人型
タイプ名	B1タイプ ^o	B2タイプ ^o	B3タイプ ^o	B4タイプ ^o
保険金額	20万円	20万円	20万円	20万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	0円
保険料(一時払)	800円	960円	1,230円	1,030円

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロス*1を達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス、または、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロスをいいます。詳細は「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください



ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した

…等

- ※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
- ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したことの証明およびゴルフ場の証明または映像等)をご提出いただきます。
- ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。
- ※詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型		
タイプ名	F1タイプ ^o	F2タイプ ^o	F3タイプ ^o
保険金額	20万円	30万円	50万円
保険料(一時払)	1,610円	2,410円	4,580円

ホールインワン・アルバトロス費用は単独での加入は出来かねます。



ご加入の場合は、他の補償*1とあわせてご加入いただく必要がございます。

*1 傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償・個人賠償責任いずれかの補償との組み合わせが必須となります。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

		本人型	家族型補償(本人型以外)	
			傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 三菱ケミカルグループ株式会社およびその系列会社の退職者		○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×	○

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。

*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ 傷害補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 * 1: 24時間365日

 **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

 **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
税務相談 : 午後2時～午後4時
社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

 **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

受付時間:

・「認知症の人と家族の会」紹介: 午前9時～午後5時

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く



0120-775-677

・脳の健康度チェック

: 午前9時～午後5時



0120-002-531

・認知症介護電話相談

: 午前9時～午後5時



0120-801-276

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：

午前10時～午後6時

受付時間：

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

 **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険の 2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償								
①傷害補償	②こども傷害補償	③団体長期障害所得補償	④医療補償	⑤がん補償	⑥介護補償	⑦賠償・財産・費用		
変更する補償							改 定 項 目	概 要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
				○			がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)(*)」)に一本化します。 (*)改定前に「がん通院保険金の補償拡大特約」がセットされていない補償パターンに加入いただいていた方は、「改定後に診断確定されたがん」に関する「三大治療のための通院」が補償対象となります。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
				○			「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
				○			「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
			○				「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。

変更する補償							改 定 項 目	概 要				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦						
○	○						参考純率改定等を踏 まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険 料を改定します。				
○	○					○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償を お届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象としま す。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」 対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更 新契約ともに販売を停止します。				
○	○						職種級別による料率 区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化) し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要 とします。				
○	○						「特定感染症危険補 償特約」の保険料改 定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏 まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げ ます。				
		○					一部特約の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく 提供できるようにします。 ＜販売停止の対象特約＞ <table><tr><th>種目</th><th>特約名</th></tr><tr><td>団体長期障害 所得補償</td><td>業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約</td></tr></table>	種目	特約名	団体長期障害 所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約
種目	特約名											
団体長期障害 所得補償	業務上の身体障害のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病のみ補償特約 業務上の身体障害および特定疾病不担保特約											
						○	「弁護士費用等補償 特約(人格権侵害 等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上 満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等を した場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体 的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓 口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 ＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約				
						○	付帯サービスの一部 終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約とも に改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」				

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

《お問い合わせフォーム》



代理店

エーオンジャパン株式会社

ベネフィット営業推進部

TEL : 0120-897-678 (受付時間 : 午前9時～正午／午後1時～午後5時)

ホームページ : <https://www.aonjapan.co.jp/groupbenefit/>

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当室 : グリーンビジネス本部 化学産業 営業第一室

TEL : 03-3285-1831 (受付時間 : 平日午前9時～午後5時)

事故時の連絡先

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL : 0120-720-110 (受付時間 : 24時間365日)